

# 中小企業版国際財務報告基準による 企業価値評価アプローチの課題

大阪府立大学学術研究院第2学系群教授 辻 峰 男

## 目 次

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| I はじめに                 | み                    |
| II 企業価値評価アプローチと中小企業    | V 引当金に関する会計実務        |
| III 経営者交代と実効税率の変化      | VI 退職給付制度の利用実態に関する分析 |
| IV 販売費及び一般管理費を用いた節税の枠組 | VII 結びにかえて           |

### I はじめに

2016年7月28日付国際財務報告基準 (international financial reporting standard、以下IFRS) の適用に関する調査において、その日本国に関するプロフィールによれば、中小企業版国際財務報告基準 (IFRS for SMEs、以下中小企業版IFRS) に関する質問と回答の一部は、以下のとおりである (IASB 2016b)。

質問1 法域 (jurisdiction) は、少なくとも一部中小企業を対象に、中小企業版IFRSを採用しているか。否であるとするならば、当該採用は検討中であるか。

回答1 否。日本国において、非上場会社が財務報告において中小企業版IFRSを適用することを容認するか否かに関して、審議は行われていない。

質問4 中小企業版IFRSの使用を義務づけられていない中小企業は、他のいかなる会計フレームワークを用いているのか。

回答4 日本国のGAAPである。

これらの回答から、わが国の制度会計が中小企業版IFRSに対して消極的というよりも否定的な態度をとっているという今日的な状況を知ることができる。その内容において中小企業を限定的な適用対象とする最新の会計基準とみなしてよいであろう、中小企業庁のもと、中小企業の会計に関する検討会の名において策定された「中小企業の会計に関する基本要領」(中小企業庁2012)は、国際会計基準との会計について、「本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする。」(I.6.)と表記する。この文言は、中小企業版IFRSを含めIFRSが、安定的な継続利用を不可能とする存在として、「中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税

制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計」(I.1.(2))と表現されるわが国の現行制度ないし実務に対するその影響の大きさを示すものであろう。

中小企業版 IFRS に対するこのような否定的な立場は、わが国独自のものではない。調査対象149カ国のうち84カ国が中小企業版 IFRS を義務づけるか容認しているというが、そのリストをみると、完全版 (full) IFRS を義務づけているいわゆる主要先進国名の複数がそこに存在していないことに気づかされる (IFRS Foundation 2016; 河崎 2015参照)。

他方、EU 域内上場会社による IFRS 適用義務化に伴う他国に対する IFRS 同等性評価がわが国に及ぼした影響は記憶に新しく、このいわゆる大企業による単一の会計基準の適用と同時並行的な「2003年5月6日付零細規模、小規模及び中規模企業の定義に関する委員会勧告」(2003/361/EC) の公表、そしてその後の「欧州議会及び欧州理事会指令第2006/43/EC号を修正し、理事会指令第78/660/EEC号及び第83/349/EEC号を廃止する、2013年6月26日付企業タイプによる年次財務諸表、連結財務諸表及び関連報告書に関する欧州議会及び理事会指令第2013/34/EU号」(2013/34/EU) の公表を鑑みるに、将来的には、ITの進展を背景とする資金調達のグローバル化と金融システムにおける貯蓄から投資への流れを促進するうえでも、わが国において中小企業版 IFRS を肯定的に対応する方策への布石を打つことには、少なからず意義があるように思われる。

その際、留意すべきことのひとつは、企業観の国際的な相違を起因とするその適用の実務における影響の大きさであらう (吉森 1993; 辻 1997参照)。IFRS は、一般目的財務諸表を適用するように設計されており、この一般目的財務諸表は、株主、債権者、従業員、公共一般等広範な利用者の共通した情報ニーズに向けられている (IASB 2015, P7)。中小企業は所有者兼経営者及び税務当局の利用の

ために財務諸表を作成しており、これらの財務諸表が必ずしも一般目的財務諸表ではないこと、しかしながら法域によっては、中小企業版 IFRS に従って決定した純損益からの調整表として税務申告を構築することで、中小企業は二重報告の負担から軽減される可能性があるという (IASB 2015, P11-P12)。かつて多国籍企業による会計の国際的調和化として観念された内容を (黒田 1989, 4-5参照)、今日的な中小企業会計の国際化を、調和化 (harmonization)、統一化 (convergence)、採択 (adoption)、是認 (endorsement) のいずれかとして検討するに当たり、中小企業の価値を評価するための課題を整理し将来的にこれを解決するために、事例研究を通じてわが国における中小企業会計実務の現状を明らかにし、相対的に規模の小さな上場会社を多変量に解析することを通じて今日的なその企業観ないし特徴を提示することにしたい。

## II 企業価値評価アプローチと中小企業

日本公認会計士協会 (2013) によれば、「企業価値を評価する手法には、多様なものがあるが、一般的には大きくインカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、ネットアセット・アプローチの3つに分類される」(II.2)。これら企業評価モデルの検証ないし優劣については実証研究が進められてきたところであり、その結論として、インカム・アプローチの優れていることが報告されている (桜井 2010, 第5章参照)。ただし、これら内外の実証研究において用いられたサンプルは上場会社である。

同じく日本公認会計士協会 (2013) によれば、企業は一般に上場会社と非上場会社に分類され、さらに非上場会社は公開会社と非公開会社に分類される (I.2)。会社の規模としては、概して、上場会社が大きく非上場会社は小さいが、このことは必ずしも当てはまらない場合がある。

また、上場会社に準ずる位置づけとして、「ミドルネクスト」という概念が提示されている (Gomez 2009, 9参照)。これは、1990年代以降の西側諸国における上場会社の資本構造が大きく進展してきたという大衆貯蓄現象を背景とする点で意義がある。すなわち、上場会社に投資されている貯蓄が限定的な富裕層ではなく幾多の貯蓄者に関係しているのであって、このことは、「小規模株主」への変化あるいは年金や投資ファンドのような金融仲介業者への委託を理由とする。この概念については、すでに、わが国においてコーポレートガバナンス・コード策定の観点から適用対象の区分の必要性との関係で検討されている (金融庁 2014)。企業価値の評価についても、企業の規模に関わらず共通する本質的な部分と規模に区分して扱われるべき固有の部分とが存在すると考える。

日本公認会計士協会 (2013) によれば、企業価値は、事業価値に加えて、事業以外の非事業資産の価値も含めた企業全体の価値である。ここで、事業価値とは、事業から創出される価値であり、有利子負債に係る支払利息や配当金等の特定の投資家等へのキャッシュ・アウトフローを控除する前のキャッシュ・フローである営業フリー・キャッシュ・フローの現在価値等を示す。会社の静態的な価値である純資産価値だけではなく、会社の超過収益力等を示すのれんや、貸借対照表に計上されない無形資産・知的財産価値を含めた価値である (IV. 1.)。

中小企業の価値を評価するに当たり、この「貸借対照表に計上されない無形資産・知的財産価値を含めた価値」をどのように扱うかが課題のひとつであると考え、次の2つの問題に分けて考えることにする。すなわち、第1に、大企業と同様の価値算定方法を中小企業に適用することに合理性を見出すことができるのか、第2に、「貸借対照表に計上されない無形資産・知的財産価値を含めた価値」を導き出す計算過程すなわち財務諸表に基づ

く数値が、巨大企業と中小企業とにおいて同じ品質水準を有する会計基準を適用された結果として得られたのか。第1の問題は中小企業の本質にかかわるものであり、これまで行われてきた中小企業研究をサーベイすることで対応を試みたい。また、第2の問題は、わが国の制度会計に関する問題であり、適用力の有無を含む会計基準の国内的及び国際的な相違の存在である。

第1の問題である中小企業の本質をとらえようと試みるに当たり、同族会社 (family firm) という名称ではあるものの、中小企業の経営及び事業に関する研究をサーベイした Prencipe et al. (2014, 363) は、従来の研究をエージェンシー理論、スチュワードシップ理論、資源基礎論 (resource-based view of the firm) 及び社会感情富理論 (ocioemotional wealth theory) という4つに類型する。これまでの財務報告研究との関係において、この4つの類型のうち、エージェンシー理論がより重要であるように思われる。

エージェンシー関係とは、1以上のヒト ((複数の) プリンシパル) が自己の利益のために他のヒト (エージェント) にあるサービスを実行することを約束する契約上の取り決め、すなわちある意思決定の権限をエージェントに移譲することに不変的に関係するプロセスである (Jensen and Meckling 1976, 308)。この定義を理論的に発展する形で、Villalonga and Amit (2006, 387) は、所有者-経営者間の潜在的なコンフリクトをエージェンシー問題 I とする。ある会社が単一の巨大な株主とお飾り程度の小さな複数の株主を有する場合、当該大株主が経営者をモニターするより大きなインセンティブが存在するために、このコンフリクトは軽減されうることになる。また、支配している同族所有者とその他の所有者との間に第2のタイプのコンフリクトの存在の可能性があり、これをエージェンシー問題 II とする。単一の大株主が個人又は家族であるならば、収容とモニタリングの

双方においてより大きなインセンティブが存在することになり、エージェンシー問題Ⅰを陰らせ、エージェンシー問題Ⅱの生じる可能性が高くなる。

これまで、エージェンシー理論の枠組みのなかにおいて財務報告の質を扱う研究がなされてきている。例えば、Wang (2006)、Ali et al. (2007)、Cascino et al. (2010) は、同族会社はより良い財務報告の質を報告していることを発見している。また、同族会社の利益マネジメントに関して、Jaggi and Leung (2007) 及び Jaggi et al. (2009) は、同族会社が監査委員会や独立取締役が利益マネジメントを阻止することを、Jiraporn and DaDalt (2009) は、同族会社が利益をマネジメントする可能性はより小さいことを、それぞれ示している。さらに、Tong (2008) は、より小さな絶対的な裁量的会計発生高により反映されるより高い質の報告を同族会社が行っていることを示したが、Yang (2010) は、同族支配企業にあっては、独立した取締役が利益マネジメントに対してより小さな影響しか及ぼさないことを示す。

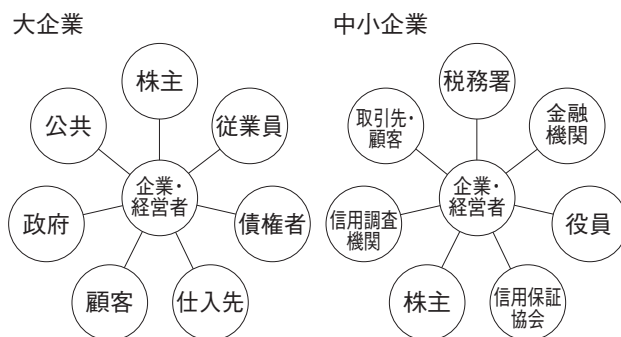
所有者—経営者間関係と会計方法の選択との関係を考察してきた財務会計の研究に、例えば、Holthausen and Leftwich (1983)、Watts and Zimmerman (1986)、岡部 (1994) がある。これらは、財務会計と税務会計の緊

密な交渉において、経営者によって支配される会社が収益の認識を遅らせるか費用の認識を早めることを可能にする会計方法を選択するという仮説として提示する。このことは、実証的に、取締役により相対的に大きな比率を保有される企業に当てはまる。これらの研究が結論とすることには、経営者により支配される企業が利益を大きくすることを可能にする会計方法を選択するということがある。

財務報告の質に関係する基本財務諸表のひとつであるキャッシュ・フロー計算書の制度化については、金融制度改革における連結会計の国際化においてその作成が義務づけられた (Arai and Shiratori 1991; Kuroda, 2001; Sakurai, 2001参照)。須田 (2000, 60-65, 487-488) は、わが国においては、法人税等を会計手続きの選択に影響を及ぼす潜在的な費用の役割における重要な要因であるとし、米国における規模の仮説とは対照的に、企業規模と会計手続き選択との重要な関係が節税に対するインセンティブの減少とともに消滅すると論じる。他方、日本の企業は、自己資本比率との関係で、金融機関からの信頼を確立、維持するために当該比率を高める会計手続きを好むとも指摘する。

図表1は、IASB (2001, par. 9) による財務諸表利用者と中小企業庁委託調査 (帝国デ

図表1 企業規模別の財務諸表利用者



(出典) IASB (2001, par.9) 及び帝国データバンク (2013, 38) に基づき作成。

ータバンク 2013, 38-40) によるそれを示すものである。これらを比較すると、中小企業の財務諸表利用者には、次の特徴のあることを指摘することができる。

まず理解のできることは、中小企業庁委託調査において、財務情報を開示している書類と開示先に関する質問に対して、決算書と税務申告書一式とがおおむね同じ回答結果を得ているということである。すなわち、税務申告書作成に当たり基礎となる財務諸表を作成し、これを計算書類として他の利害関係者への開示に転用しているという可能性を指摘することができる。いわゆる逆基準性の原則が中小企業の会計実務において依然として作用している可能性である。他方で、調査項目としての開示先の大きな第1は金融機関で主要取引先が81.1%、その他が25.0%となっており、第2の開示先である役員（代表者を除く）の37.9%に比べて、中小企業の財務諸表利用者として金融機関が重要な存在であることがわかる。その第3位からは順に、株主（29.5%）、信用保証協会（22.1%）、信用調査機関（19.3%）、取引先・顧客（13.2%）、親会社（9.4%）、従業員（6.9%）で、非開示が7.4%である。信用保証協会及び信用調査機関は融資の保証を与えるという観点で金融機関に類すると考えられ、中小企業にとって財務諸表の役割が信用を確保するひとつの手段であることを示す。また、役員及び株主が同族である可能のあることと合わせて、従業員の開示割合の小さなことは、中小企業が閉鎖的に同族の所有物であることを示すか、又はその財務諸表が有用な役割を果たしえないがゆえに開示されないことを示すものであろう。中小企業における非開示の割合が示す公共との無関係も大企業とは異なる。事業報告書（44.5%）、事業計画（46.5%）、リスク情報（74.4%）の開示の行われぬ割合が大きいことも中小企業の特徴である。

かつてわが国における財務会計と課税との関係は、米国のそれとは大きく異なってい

ることが報告されており（OECD, 1987）、今日においてもその状況の一部は継続している。さらに、中小企業は、キャッシュ・フロー計算書を作成する義務を負ってはいない。この同族会社の開示に関しては、例えば、Chen and Jaggi (2000) は、同族支配の会社が包括的な財務開示と独立取締役会との間により弱い正の相関のあることを示す。また、Chen et al. (2008) によれば、同族会社の場合、利益に関する予測は少ないが利益に対する警告は多いという。Chau and Gray (2010) は、より大きな同族株主であるほどより大きな自主的な開示が行われるとしている。わが国中小企業の事例を分析した道江 (2014) によれば、キャッシュ・フロー計算書が仕入先の支払い能力及びその事業の継続可能性の分析に有用であるという。米国における非公開会社の財務報告の質を分析する Hope et al. (2013) は、営業キャッシュ・フローを独立変数としている。Dedman et al. (2014) は、英国においてはエージェンシー・コストを削減するために自主的に監査を行う非公開会社の存在を指摘するが、わが国においては、現在または将来において会計アドバイザーを雇用する予定のある中小企業が6.9%にとどまるという（中小企業庁 2010, 47）。

資本主義経済は、資源配分を市場メカニズムに委ね、信用創造が株式市場において行われるマイクロ資本主義と、資源が政策的に優先配分され、銀行によって信用が創造されるマクロ資本主義に類型される（井手・高橋 2009, 27-30）。この2つの資本主義は、財務報告に異なる役割を求めることになる。マイクロ資本主義においては財務報告には利害関係者による経済的意思決定有用性が求められるのに対し、マクロ資本主義においては銀行による信用の計算、国家経済計画、納税額の計算等に供することが求められる。Nobes (1998, 181) による会計システムの国際的な相違に関する類型は、わが国の一部企業が米国会計基準を連結財務諸表のレベルにおいて適用

していることから、わが国を米国 GAAP グループを含む「強い持分・外部者クラス」に位置づけている。この位置づけは、1998年における金融システム改革法の施行や2007年における国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, IASB）とのいわゆる東京合意を受けて、わが国において、減価償却、企業年金、長期請負工事等、会計の国際的な類型を特徴づける個別の会計基準が改正、新設されてきたことを鑑みれば（Nobes 1998, 168参照）、今日のわが国における金融商品取引法適用企業におおむね当てはまると考えてよいであろう。他方、わが国の中小企業の会計実務のレベルにおいては、仏国、独国、伊国等大陸欧州個別財務諸表の属する「弱い持分・外部者クラス」（Nobes 1998, 181）、否、政府、税制、法律というかつての会計基準の実務に関する国際的な研究におけるマクロ・ユニホーム型（Nobes 1983, 7）への位置づけが、わが国中小企業の場合には依然として継続していると考えることが正しいのかもしれない。

ここで、第2の問題である会計基準の相違を整理する。図表2は、中小企業版 IFRS を比較基準、IFRS 及びわが国の会計基準を比較対象としてまとめたものである。中小企業版 IFRS としては、中小企業の企業観の分析に供する目的を鑑みて、会計基準の相違が会計実務に比較的大きな影響を及ぼすと考えられるセクションを選択し、図表中にまとめている。

例えば、中小企業版 IFRS のセクション21「引当金及び偶発事象」では、引当金の当初認識に関して、「(a)企業が過去の事象の結果として報告日現在で債務を有しており、(b)企業が当該債務を決済するために、経済的便益を移転する必要となる可能性が高く（すなわち、必要とならない可能性よりも高く）、かつ、(c)当該債務の金額について信頼性のある見積りができる」（par. 21.4）場合にのみ、引当金を認識しなければならない。IFRS に

おいても、関連規定は同じである（IAS 37, par. 14）。他方、わが国の「企業会計原則注解」（最終改正昭和57年5月20日）は、「将来の特定の費用または損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合」（注18）を引当金の認識要件とする。したがって、わが国における修繕引当金や特別修繕引当金の対象となる法令等に基づく将来の定期点検や大規模設備に係る定期的修繕の費用について、中小企業版 IFRS 及び IFRS に準拠する場合には、引当金は計上されない。わが国の財務諸表を中小企業版 IFRS 又は IFRS へ組み替える場合に、当該項目はオフバランスとなる可能性がある。その一方で、中小企業版 IFRS における「経済的便益を移転する必要となる可能性が高く（すなわち、必要とならない可能性よりも高く）」とは発生する確率が50%を超えることでこの要件を満たすことになる。わが国の基準では、「発生の可能性が高く」とされており、発生の確率がかなり高いことを示す（あずさ監査法人 2016, 377-378）。このように項目によっては、物理的な同一の事象において、適用する会計基準により財務諸表上の数値が異なることになり、比較可能性を損なわせしめる。

### Ⅲ 経営者交代と実効税率の変化

ある経営者によれば、「『売上を最大に、経費を最小に』ということが経営の原点である」（稲盛 2000, 35）という。勘定式損益計算書の観点からは、貸方収益項目の金額を大きく、借方費用項目の金額を小さくということであろう。理想像はそれとして、このことを経営者交代に当てはめてみる。

典型的な最高経営責任者であれば、自らがかわる産業における競争的な性質と、営業上の規模の経済を生み出す拡張的な潜在力を理解しうるものである。他方で、当該経営責

図表2 中小企業版 IFRS 等会計基準間の比較概要

中小企業版 IFRS のセクション題目と比較項目	中小企業版 IFRS による代替的・簡素化された会計処理	(完全版) IFRS による会計処理	わが国会計基準による会計処理
17 有形固定資産：当初認識後の測定	原価モデル又は再評価モデル (par. 17.15)	原価モデル又は再評価モデル (IAS 16, par. 29)	原価モデル
18 のれん以外の無形資産：①耐用年数不確定無形固定資産の償却期間、②研究開発費	①10年を超えない範囲で、経営者の最善の見積りに基づく (par. 18.20) ②研究開発支出を含む無形項目に関する内部支出は発生時に費用処理 (par. 18.14)	①償却してはならない (IAS 38, par. 107) ②研究費は費用処理。一定要件を満たす開発費は資産計上 (IAS38, pars. 54, 57)	①実務では法人税法に従う定額法での償却 ②研究開発費は発生時に費用処理
19 企業結合及びのれん：企業結合で取得されたのれんの償却	耐用年数にわたり償却 (par. 19.23)	減損テストを毎年又は兆候のある都度実施 (IAS 36, pra.90)	20年以内の効果の及ぶ期間にわたり償却
21 引当金及び偶発事象：引当金の認識要件	報告日現在での債務の存在、経済的便益移転が必要となる可能性が（ならないよりも）高い、信頼性のある見積り (par. 21.4)	報告日現在での債務の存在、経済的便益移転が必要となる可能性が（ならないよりも）高い、信頼性のある見積り (IAS 37, par. 14)	将来の特定の費用・損失に関する、その発生が当期以前に起因、発生の可能性が高く、合理的に見積り
24 政府補助金：会計処理	収益認識基準を満たす場合は収益として認識 (par. 24.4)	繰延収益又は資産簿価算定で補助金を控除 (IAS 20, par. 24)	収益、資産から直接減額、剰余金の処分
25 借入費用：適格資産関連借入コスト	純損益の費用として処理 (par. 25.2)	取得原価の一部として資産化 (IAS 23, par. 8)	一部のみ容認として対象
26 株式報酬：持分決済型取引の財の測定	株式公正価値の測定に市場価格等が利用不可能な場合、取締役の判断により最適な評価技法を選択 (par. 26.10)	資本性金融商品の公正価値が信頼性を持って見積れない場合、本源的価値により測定 (IFRS 2, par. 24)	該当基準無し。ただし未公開企業は本源的価値の見積りによる処理が容認
27 資産の減損：減損テストの実施	棚卸資産以外は兆候がある場合のみ。耐用年数不確定等無形資産は不要 (pars. 27.2, 27.5)	耐用年数不確定等無形資産は兆候の有無にかかわらず、各年次で実施 (IAS 36, par.10)	無形固定資産計上のソフトウェアは合理的な方法で償却
28 従業員給付：確定給付制度債務の測定	予測単位積増方式。これが不可能な場合、将来昇給見積り、将来勤務及び死亡率の無視による簡略化が可能 (pars. 28.18)	予測単位積増方式 (IAS 19, par.63)	期間定額基準。小規模企業等における簡便な方法がある

(出典) IASB (2015; 2016a)、河崎 (2015)、あずさ監査法人 (2016)、新日本有限責任監査法人 (2016) 等により作成。

任者は税務の専門家ではないのであるから、必ずしも共通した税務戦略の出し入れを理解しているものではない。企業の特徴からは説明されることのできない租税回避に対する当該経営責任者の増大する影響に関する研究を踏まえ (Dyreg et al. 2010, 1164)、以下では、わが国におけるいわゆる中小企業の経営者が交代した事例を分析する。

図表3は、月次の財務データも利用可能な4社、5会計期間(2009年～2013年、いずれも年次、決算日は12月31日)、合計20の財務及び非財務データに関する記述統計である。この4社は、同一の親族により株式を完全に保有され、取締役は当該親族のみで構成されている。2009年及び2010年において実質的に経営は単数の代表取締役(旧経営者)によってなされてきたところであるというが、2011年に当該代表取締役の死亡に伴い経営者が交代し、2012年及び2013年はある取締役(新経営者)がイニシアティブをもって4社を経営したと、新経営者によって説明された。なお、新経営者は経営学の学士号に加え、法学の修

士号を有する。

図表3が示すように、これら4社は金融商品取引法の適用対象とはならず、会社法(2条)及び法人税法(66条2)が適用され、中小企業法(2条)の定義を満たす。

他方、当該企業は、会社法の大会社の定義(2条六)を満たすものではないため、提供された計算書類は会計監査人の監査を受けたものではない。したがって一部金融機関等の融資実務にあるように(例えば、大和商工会議所 2017)、法人税確定申告書添付書類としてのそれであることが確認しうる税務署受付印(收受日印)のあるものを以下の調査では用いている。このことによって、本研究において、計算書類の品質が最低限度確保されることを図っている。

わが国における中小企業融資実務等を鑑みるに、この税務署受付印は、監査を要しない中小企業にとっては金融商品取引法適用会社の「独立監査人の監査報告書」における公認会計士の捺印のような意味を有しており、この意味で税務署(税務署長)は中小企業にと

図表3 標本中小企業に関する記述統計

単位：円

項 目	最 小 値	最 大 値	平 均 値	標 準 偏 差
従業員数(人)	12.00	26.00	20.50	5.31
総資産	396680969.00	635772572.00	502682027.55	99845304.06
売上高	107828432.00	217833196.00	166807400.15	34022574.26
販売費及び一般管理費	22925224.00	65703699.00	43522881.25	14739256.08
支払保険料	197300.00	2747325.00	785004.15	838277.16
税引前利益	-21365223.00	34471929.00	4363223.85	15351957.18
法人税等	70000.00	13156100.00	2254813.25	3509833.31
当期純利益	-21611623.00	21315829.00	2108410.60	12976799.26
営業活動によるキャッシュ・フロー	-51423.00	121089.00	20741.05	35108.60
投資活動によるキャッシュ・フロー	-127287.00	12871.00	-18122.60	32182.33
財務活動によるキャッシュ・フロー	-12000.00	0.00	-3467.50	4283.56
現金及び現金同等物の期末残高	11013.00	188051.00	101053.10	54359.27



って監査法人（公認会計士）としての役割を果たしていることになる。他方、税務署は、法的形式において、計算書類が法人税法等の法目的を有した納税申告のために添付されたものであるとして受け付けたのであって、その受付印は、金融商品取引法や会社法の法目的を満たすための計算過程や結果であることを保証するものではない。

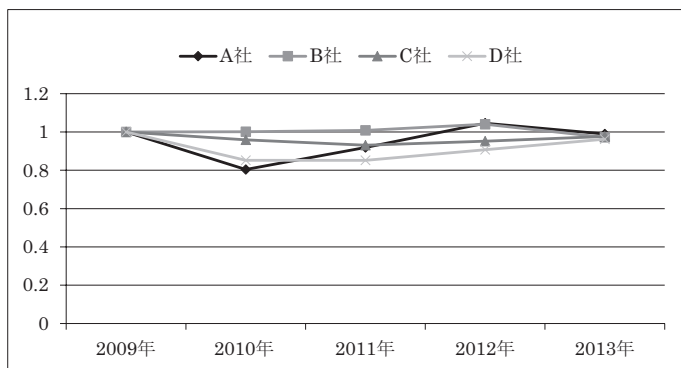
調査対象の5会計期間において、調査対象4社の売上高の推移、売上高売上総利益率の推移を示すのが、それぞれ図表4、図表5である。利益率に関して、法定税率が46%から34%へ変更された際の節税行動を、売上総利益と販売費及び一般管理費に着目して研究した Scholes et al. (1992, 181) 等を参考にして、

売上高売上総利益率を用いている。

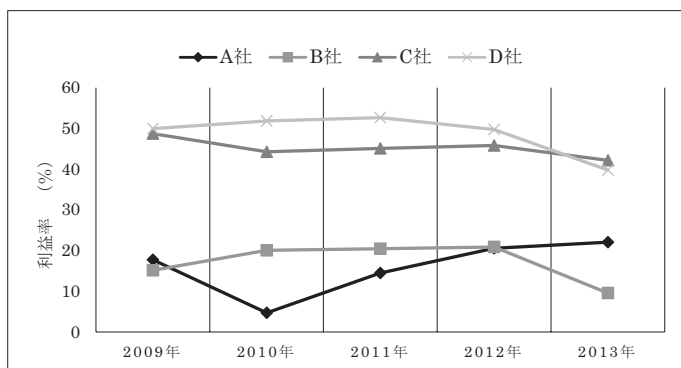
4社の売上高を合計してみると、その合計額は、2009年を100（694,369,414円）とすると、2010年90.3、2011年93.1、2012年99.3、2013年97.7という推移を示し、2012年と2013年のいずれもが経営者が交代した2011年を上回る。4社個別については、経営者が交代した2011年を基準とすると、2012年と2013年についてはB社の2013年のみが下回っているだけであり、他の7時点においては上回っている。総じて、経営者の交代は、売上高を増大させたといえることができる。

次に、売上高売上総利益率について4社合計額としてみると、2009年を100（31.7%）とすると、2010年81.6、2011年91.0、2012年

図表4 売上高の推移



図表5 利益率の推移



101.2、2013年86.1という推移を示し、2011年の経営者交代年との比較において、2012年では増大しているものの、2013年では減じている。売上高売上総利益率を4社個別で見ると、2011年との比較において、2012年及び2013年の調査8時点のうち4時点が増大、4時点が減少している。総じて、経営者の交代は、売上高売上総利益率を上げているとはいえない。

図表6は、5会計期間における実効税率の推移を表している。ここでの実効税率は、Dyrenge et al. (2010) にいう GAAP 実効税率を参考とし、法人税等を税引前当期純利益で除して求められる。経営者交代年を含む旧経営者による2009年から2011年までの3会計年度における実効税率の平均値は、A社からD社につきそれぞれ-1.5、26.8、34.8、30.4であり、A社を除き30%を前後する。他方、経営者交代後の新経営者による実効税率は、2012年と2013年の平均値で、A社からD社につきそれぞれ0.1、-1.3、0.8、0.4であり、4社を通じて1%を下回っている。4社のうち3社について税金費用を削減するという意味において、経営者の交代が果たした役割があると考えられ、A社についても2011年以前から節税戦略との関係で当該新経営者が

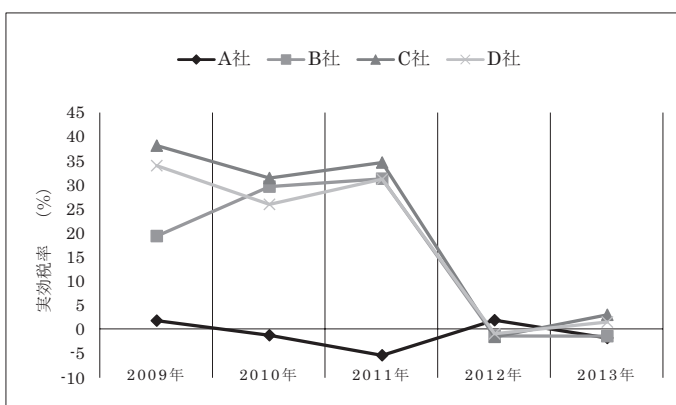
何らかの形で経営に関与していたと考えることも可能であろう。

#### IV 販売費及び一般管理費を用いた節税の枠組み

Scholes et al. (1992) を参照して、節税行動との関係において販売費及び一般管理費に着目し、この内訳項目となる支払保険料及び少額減価償却資産を調査した。

支払保険料の法人税法上の規定は、その基本通達第3節（保険料等）において規定され、定期保険に係る保険料は、「死亡保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する」（9-3-5(1)）とされる。しかし、個別通達として「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」（1987年6月16日直法2-2（例規）、2008年2月28日課法2-3、課審5-18により最終改正）があり、「定期保険は、満期保険金のない生命保険であるが、その支払う保険料が平準化されているため、保険期間の前半において支払う保険料の中に前払保険料が含まれている。特に保険期間が長期にわたる定期保険や保険期間中に保険金額が逡増する定期保険は、当該

図表6 実効税率の推移



保険の保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払保険料が含まれていることから、その支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いの適正化を図ることとした」ということがその趣旨である。

この個別通達の対象とする定期保険は、法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者として加入した定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいう。）のうち、ある長期平準定期保険等である。この長期平準定期保険の場合、保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の額のうち支払保険料の2分の1に相当する金額を前払金等として資産計上し、残額については、一般の定期保険（法人税基本通達9-3-5の適用対象となる定期保険。）の保険料の取扱いの例により損金の額に算入することとされる（2(1)）。

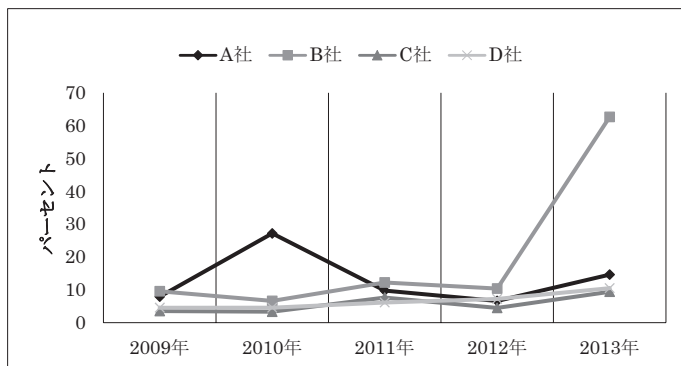
したがってこれら定期保険を税務上の規定に従って処理するのであれば、厳密な意味での発生主義会計の処理とは異なり、定期保険の一部は簿外化されることになる。また、この定期保険の金利が定期預金のそれと同一である（あった）ことも鑑みるに、国家の金融システムにおける税務会計の役割は興味深

い。このような保険の貯蓄的な特徴は（水野1981, 111-112等参照）、中小企業においては解約等の手段により運転資本の確保を可能とするという積極的な側面もある。

次に、少額減価償却資産すなわち取得価額が30万円未満の減価償却資産について、適用を受ける年度においてその取得原価の合計額が300万円を超えない範囲で、中小企業者等が、平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができるという、法人税法上の特例がある（国税庁2017）。この場合の適用対象法人である中小企業者等とは、青色申告法人である中小企業者等であり、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限られる。

図表7は、4社各会計期間について、支払保険料等と少額減価償却資産取得原価の合計額等の売上総利益に占める割合の推移を示す。総じて2011年と2013年に上昇がみられ、特に2013年はこれが顕著である。2013年第4四半期において、A社、B社及びC社について役員を非保険者とする定期保険を購入しており、この影響が表れたものと考えられる。

図表7 保険料等の割合



期中（第2四半期末頃）において決算日における経営成績を予測し、特に第4四半期において損金算入の認められる項目について販売費及び一般管理費を増加させることにより支払税金を減少させる。このことに関してより大きな一般性を示すために、当該少額減価償却資産の販売先である大手メーカー販売子会社のある営業所に対して、2013年における月次販売額に占める同一月に決算を迎える販売先の割合を調査することを依頼し、回答を得た。図表8における①列の「月次売上高に占める同一決算期月企業の割合」がこれに当たる。当該販売子会社の顧客の観点から表現すると、財務会計上は販売費及び一般管理費を増大させることで税引き前当期純利益を縮小させること、税務会計上は決算期末を迎えて課税所得を調整して節税するために購入した少額減価償却資産取得価額の合計額の割合

ということになる。なお、企業規模による決算期月との関係を見るために、利用可能な最新のものとして国税庁（1997）を用いた。図表8において、②列はわが国における資本金百万円未満の企業の決算期月別の割合、③列はわが国における全会社の決算期月別の割合を示している。

①月次売上高に占める同一決算期月企業の割合のうち、最も大きな月は12月で45.4%、次いで3月の37.3%、以下順に11月26.2%、1月12.6%、2月11.7%と続く。②資本金百万円未満の企業の決算期月別の割合については、最も大きな月が3月の21.5%、次いで12月の13.3%、6月12.9%である。③全会社の決算期月別の割合でみると、最も大きな月は3月で20.6%、次いで6月9.6%、12月9.3%である。これらのピアソンの相関係数（片側検定）は、①と②との間が0.604（有意水

図表8 決算月企業に対する月別売上高比率

(%)

月	①月次売上高に占める同一決算期月企業の割合	②資本金百万円未満の企業の決算期月別の割合	③全会社の決算期月別の割合
1	12.6	4.5	3.6
2	11.7	8.0	6.7
3	37.3	21.5	20.6
4	9.4	5.8	7.4
5	11.2	6.3	8.2
6	6.8	12.9	9.6
7	7.0	5.7	7.7
8	3.2	7.1	9.0
9	6.3	7.6	11.0
10	4.4	3.7	4.3
11	26.2	3.4	2.7
12	45.4	13.3	9.3
合計	—	100.0	100.0

(出典) ②③は国税庁（1997）による。

準5%)であったのに対し、①と③との間に有意な結果は得られなかった。

この相関係数が示すことには、資本金という規模の小さな企業が決算月に合わせて節税行動をとっていること、あるいは当該営業所が規模の小さな企業を主たる顧客としているということである。

## V 引当金に関する会計実務

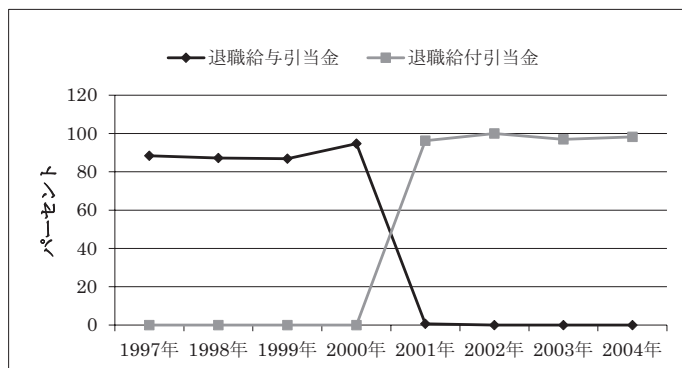
「企業会計原則」(最終改正昭和57年5月20日)によれば、その貸借対照表原則四の(二)のBの2項に、「引当金のうち、退職給与引当金、特別修繕引当金のように、通常1年をこえて使用される見込のものは、固定負債に属するものとする。」と規定される。「企業会計原則注解」(最終改正昭和57年5月20日)は、既述のとおり、引当金が妥当なものとして認められるためには4つの要件を満たすこととする(注解18)。引当金の例として、「企業会計原則注解」は、製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等を挙げる。

この「企業会計原則」という明文の規定に

対して、会計実務においては、退職給与引当金の計上は図表9に示す状況にあった。1998年6月に企業会計審議会により公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」により、「退職給付に係る会計基準」(退職給付会計基準)は、2000年4月1日以後開始される事業年度から実施されるよう措置することが適当とされ(五 実施時期等)、2001年以降の退職給付引当金の計上へと移行する。

退職給付会計基準適用前は退職給与引当金が計上されており、その計上企業の割合は調査期間を通じて大きな変動はなく、またその計上企業の割合は退職給付引当金よりも小さい。当時の背景としての退職年金制度の採用状況は、1997年から1999年までで95.4%、95.4%、95.6%であった。1999年において、年金制度へ部分的に移行しているか年金制度を未だ採用していなかった企業のうち、50.6%が退職給与引当金の設定基準として税法限度額(期末要支給額の40%、法人税法54条1項等)を用いており、期末要支給額100%(22.0%)、期末要支給額現価額(13.8%)、年金資産残高控除額(13.6%)という他の基準よりも採用の割合が大きい。また、年金制度へ全面的に移行した企業のうち、退職給与引当金

図表9 退職給与引当金の計上状況



(出典) 日本公認会計士協会 (2000, 203; 2005, 303) に基づき作成。

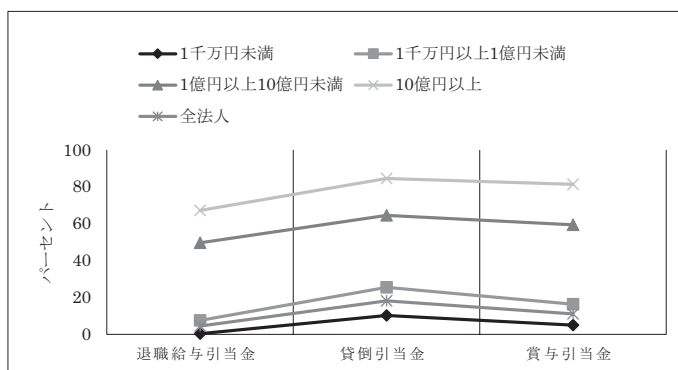
の残高のないものが75.3%で、超過額を取り崩している企業を上回る。1997年及び1998年も同様の数値であった（日本公認会計士協会 2000, 316-317）。ここに、退職給付会計において法人税法の影響が大きいこと、退職給付関連費用および負債が財務報告において過少に報告されていることを、当時のわが国の会計実務の特徴として指摘することができる（Campbell and Nobes 1995, 300参照）。一連の金融制度改革の流れの中で法人税法の改正として、退職給付引当金制度の累積限度額は1998年度税制大綱において経過措置を経て20%とされ、2002年には廃止されるに至る。

引当金の計上割合を企業の資本金の大きさを基準に比較した結果が、図表10である。退職給付引当金のほか、貸倒引当金、賞与引当金も同様に、「引当金の利用割合を資本金階級別にみると、いずれも資本金規模が大きくなるに従って高くなっている」（国税庁1998）ことが分かる。退職給与引当金の場合、資本金の規模1千万円未満が0.4%、1千万円以上1億円未満が7.6%、1億円以上10億円未満が49.6%、10億円以上が67.2%である。退職給与引当金について全法人に対する計上法人の割合4.5%は、数の多い資本金規模の小さな企業がこれを計上していないことを示

す。この退職給与引当金の全法人に対する計上法人の割合4.5%は、貸倒引当金の18.2%、賞与引当金の11.1%よりも小さい反面、事業年度末残高は14兆2,030億円で、貸倒引当金5兆2,256億円、賞与引当金9兆8,612億円よりも大きく、1社における計上金額の相対的な大きさを推測することができる。なお、1998年度税制大綱において、貸倒引当金制度についての法定繰入率は中小企業特例制度の適用法人等を除き経過措置後に廃止され、賞与引当金制度も経過措置をもって廃止された（大蔵省 1997）。

中小企業を対象とした2013年における調査（帝国データバンク 2013, 27-29）では、退職給付引当金につき、計上している企業の割合（21.4%）が計上していない企業の割合（78.6%）を下回っている。その計上しない理由として、経済的実質（「退職給付金の支払予定がなく計上が必要である」（47.5%））や年金制度（「中小企業退職金共済金制度等により費用処理をしているため」（31.8%））において対象とはならない事項のほか、「税法上、損金不算入であるため」（13.6%）が挙げられている。他の引当金のうち、貸倒引当金については、計上している企業の割合（56.8%）が計上していない企業の割合（「取立不能の

図表10 資本金別引当金設定割合



(出典) 国税庁 (1998) より作成。

おそれがある債権がないため、貸倒引当金は計上していない」(34.0%)、「その他の理由で、貸倒引当金は計上していない」(9.2%)、計43.2%)を上回り、その会計処理方法は、「法人税法の法定繰入率により計上」がもっとも多く、貸倒引当金計上企業に占める割合は78.2%である。また、賞与引当金の場合、計上している企業の割合(27.5%)が計上していない企業の割合(72.5%)を下回り、計上していない理由として、経済的実質(「賞与の支払予定がなく計上が必要であるため」(50.7%))のほか、「税法上、損金不算入であるため」(30.0%)が挙げられている。

当該2013年調査対象企業は、その決算書すなわち財務諸表の作成に当たり、「企業会計を意識することなく、法人税法に定める方法で作成」(12.8%)だけではなく、「税理士・公認会計士等に任せており、当社は把握していない」(65.8%)も合わせて、依然として中小企業においては、法的な適用強制力はないものの昨今整備されてきた「中小企業の会計に関する指針」(pars. 49-58)や「中小企業の会計に関する基本要領」(II.11.)に準拠するのではなく、事実として法人税法が引当金の会計実務に対して影響を及ぼしていると考えることができよう。

## VI 退職給付制度の利用実態に関する分析

2005年11月に企業会計基準委員会より公表された企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」は、それまでのわが国における取締役や監査役に対する役員賞与を利益処分による未処分利益の減少とする会計処理から、発生した会計期間の費用として会計処理することが適当であると、その会計処理が改められるにいたる(7項及び8項)。この会計処理の変更は、企業統治の国際化ないし現代化と合わせて、積極的に評価されてしかるべきかもしれない。他方で、わが国をタテ

社会として特徴づけるのであれば(Nakane 1970参照)、企業の法的な所有権とは別に、成果の分配という点においてかつては使用人であった、そして場合によっては使用人である取締役が株主と同等に扱われた利益処分を鑑みるに、企業に伝統的に存在してきたウチの概念を変革する可能性を有するようになる。

特に、規模の大きくない企業の場合、今日においても、企業自体をひとつの社会とみなすことができるのであろうか。中小企業における経営資源としてのヒトの重要性を鑑み、人的資源に対する便益の利用実態を調査し、その意義を明らかにすることをここでの目的とする。

調査対象は、2015年3月末日において、連結財務諸表において以下の基準を満たす168社である。①EU(2003/361/EC)における中小企業の定義を満たすこと、すなわち従業員数250人未満であり、かつ、年間売上高50百万ユーロ以下または総資産額43百万ユーロ以下のいずれかを満たすこと、なお換算に際しては2015年3月末日における換算相場€1=¥130.315を用いる、②2015年3月31日時点で上場しているなど金融商品取引法の適用対象である、③3月決算である、④IFRS等ではなくわが国の会計基準に準拠している、⑤金融機関等業種によるものではなく、比較可能な財務諸表の様式を有している、⑤36の財務諸表項目を提供する。使用したデータベースは、eol及び『会社四季報』(東洋経済新報社2015a; 2015b)である。この結果得られる企業データは上場会社のものであるが、米国におけるHope et al. (2013)や英国におけるDedman et al. (2014)のように非上場の中小企業の大規模データが利用することのできる条件がわが国には難しいという消極的な側面のみを示すものばかりではない。わが国が今日的に中小企業版IFRSへ歩み寄る途上にあるという位置づけを觀念し、今日的なわが国の財務会計基準を適用している中

で税金のとらえ方をも通じた中小企業の特徴を分析するに資するという積極的な側面を有する。

上記⑤36の項目は、利益額、キャッシュ・フロー、収益性、株主構成、会社年齢、退職給付、保険及び法人税等に関するもので、ピアソンの相関係数（片側検定）により、図表11にある18の変数となった。また、図表12はその記述統計である。

調査対象とした中小企業において、保険利用企業は38.1%であり、特定の産業に限定されるがいわゆる大企業を対象としたパイロット調査の結果と比較すると、中小企業の保険利用は相対的に大きい。保険と競合するものとして、退職給付に係る負債（61.9%）すな

わち確定給付型退職金制度のほか、確定拠出年金制度（41.1%）、ストック・オプション制度（33.9%）が存在した。

ピアソンの相関係数によれば（\*\*：1%で有意）、TAXESはOPE\_INCO（0.463\*\*）及びROA（0.245\*\*）と正に関係し、結果としてのCASH（0.340\*\*）がFOREIGN（0.486\*\*）とともに正に相関する。良好な業績をもたらすTAXESの増大を回避するため、経営者は、法人税法の規定を念頭に、確定給付型退職金制度ばかりではなく、STOCK\_OP（法人税法54条）、DEFINED（同84条）及びINSUR（直審25）をも採用の対象として検討する。

中小企業が保険を購入するのは、従業員への退職後給付ばかりではなく、役員退職慰労

図表11 変数の定義

変数	定義
1) TAXES	法人税、住民税及び事業税
2) TOTALAS	総資産
3) SALES	売上高
4) OPE_INCO	営業利益
5) CF_OPER	営業キャッシュ・フロー
6) CF_INVES	投資キャッシュ・フロー
7) CASH	現金及び現金同等物
8) ROA	総資産を当期純利益で除したもの
9) FOREIGN	外国人持ち株比率
10) PARTIC	少数特定者持ち株比率
11) ESTAB	会社設立年
12) LISTING	会社上場年
13) STOCK_OP	ストック・オプションのダミー変数。採用1、不採用0
14) DEFINED	確定拠出年金のダミー変数。採用1、不採用0
15) INSUR	保険利用のダミー変数。採用1、不採用0
16) INSUR_RE	保険積立金
17) INSUR_FL	保険受取金と保険解約金の合計額
18)#EMPLOY	従業員数



金引当金への対象としても予定する。保険に関するフローについては、INSUR\_FLが#EMPLOY (0.478\*\*)と正に相関する一方、そのストックであるINSUR\_REは、CASH (0.215\*\*)と正に相関する。中小企業は、その業績が良好であればINSUR\_REを積み増し、業績の悪化した場合さらには運転資金を必要とする場合に割増金を受け取るか解約により資金を確保することができる。TAXESを減じるために、引当金を認識するのではなく保険を購入するという選択を行う。それゆえに保険は、税務会計上TAXESを減じるばかりではなく、経営者が従業員に退職一時金を支払うことや必要に応じて運転資金を調

達することを可能とする。

大企業における所有と経営の分離とは異なり、INSURがPARTIC (0.190\*\*)と正に相関しており、上場会社等ではあっても中小企業の場合に考えられる所有と経営の一致が保険の利用からみることが出来る。加えて、INSURは、役員退職慰労引当金 (0.314\*\*)と正に相関しており、支配同族が従業員ではなく自らのために保険を購入していること、当該企業のガバナンス構造がこの保険購入の意思決定を支援している可能性を指摘することができる。

図表13は、TAXESを独立変数とした重回帰分析の結果である。外国人投資家の持ち株

図表12 記述統計

単位:百万円

変数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
1) TAXES	-316.00	1546.00	84.3333	160.35528
2) TOTALAS	213.00	48289.00	5175.8036	5076.05237
3) SALES	324.00	9264.00	3385.2738	1910.43432
4) OPE_INCO	-1962.00	1538.00	159.5893	426.65847
5) CF_OPER	-1442.00	3019.00	198.6131	517.52792
6) CF_INVES	-8011.00	1974.00	-265.4702	841.60414
7) CASH	30.00	7359.00	1243.0714	1166.97685
8) ROA	-50.60	24.10	1.1696	11.02510
9) FOREIGN	0.00	47.10	3.5988	7.24613
10) PARTIC	10.10	100.00	58.1101	18.51911
11) ESTAB	1896.00	2015.00	1977.7560	24.53215
12) LISTING	1949.00	2015.00	1996.0952	17.79936
13) STOCK_OP	0.00	1.00	.4583	.49975
14) DEFINED	0.00	1.00	.4107	.49343
15) INSUR	0.00	1.00	.3810	.48707
16) INSUR_RE	0.00	314.00	16.5714	47.62246
17) INSUR_FL	-4.00	53.00	2.3155	8.09830
18)#EMPLOY (人)	6.00	249.00	116.2380	62.93435

比率は経営者に本業の利益を押し上げる圧力を生み出し、結果として法人税等を増大させる。調達資金の大きな企業がその総資産を活用して事業活動を行う一方、資金の使途の内訳として保険積立金を有する。当該企業の特徴としてその設立は新しい。

タテ社会としての中小企業において、保険が、経営上及び税務上、確定拠出年金制度を補完又は代替する役割を果たすものと仮定し、理論的及び実証的研究を進めると、課税所得からの控除との関係が重要であることが明らかとなった。確定拠出型年金とストック・オプション制度を加えた4つは並列的な関係ではなく、その役割も異なるようである。

保険の場合、現金ベースにおいてその利用は投資活動の一環として捉えられ、その本質的用途は従業員への給付ではなく、役員への退職慰労である。これは運転資本の確保の側面を持つとも考えられる。また、保険利用企業のうち上場年の古い会社は保険積立金が多い。さらに、保険は、確定拠出年金制度と併用関係にもある。以下では、これら4つの制度の関係を明らかにしてみたい。

既述のとおり、調査対象168社のうち、104社(61.9%)が退職給付に係る負債を計上しており、次いで確定拠出型年金制度69社(41.1%)、保険の利用64社(38.1%)、ストック・

オプション制度57社(33.9%)となっている。すなわち、中小企業においては、もっとも利用の大きい制度が確定給付型退職金制度であるのに対し、もっとも利用の小さい制度がストック・オプション制度である。確定拠出型年金制度と保険はその中間に位置する。

これら4つの制度の関係を調べるために、重回帰分析、ステップワイズ法を行い、その結果を図表14、パネルAからパネルGに示した。変数は図表11を基礎とし、OPE\_INCO及びINSUR\_FLを除き、新たにSELLING(販売費及び一般管理費)、CF\_FI(財務キャッシュ・フロー)、ROE、ΔCASH(現金及び現金同等物変動額)、COMPAS(役員退職慰労引当金)、LIABIL(退職給付に係る負債)及びRETIRE(SELLINGの内訳項目としての退職給付費用)を変数とした。TAXESに加えて4つの制度が目的変数として分析され、それぞれの分析において22項目が従属変数とされた。

図表14パネルAによれば、法人税等の支払いにおいて法規上および実務上手許現金が必要であること、外国人投資家が利益を増大させる圧力になっていること、経営者株式保有割合の相対的な大きさが効果的な節税計画実施の決定を可能とする。

図表14パネルB及びパネルCは確定給付型

図表13 TAXESに関する重回帰分析の結果

変数	標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
	Beta	標準誤差	Beta		
	-1737.612	776.807		-2.237	.027
FOREIGN	8.532	1.351	.386	6.314	.000
OPE_INCO	.146	.022	.388	6.519	.000
TOTALAS	.006	.002	.177	2.942	.004
INSUR_RE	.473	.201	.141	2.352	.020
ESTAB	.875	.392	.134	2.231	.027

図表14 パネル A TAXES に関する重回帰分析の結果

変数	標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
	Beta	標準誤差	Beta		
	-80.841	35.150		-2.300	.023
FOREIGN	9.817	1.460	.444	6.722	.000
CASH	.031	.009	.224	3.380	.001
PARTIC	1.577	.559	.182	2.820	.005

図表14 パネル B LIABIL に関する重回帰分析の結果

変数	標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
	Beta	標準誤差	Beta		
	3105.455	647.552		4.796	.000
RETIRE	4.230	.720	.396	5.875	.000
ESTAB	-1.557	.326	-.304	-4.769	.000
SELLING	-3.867E-02	.010	-.244	-3.706	.000
#EMPLOY	.417	.138	.209	3.010	.003

図表14 パネル C RETIRE に関する重回帰分析の結果

変数	標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
	Beta	標準誤差	Beta		
	-1.472	1.445		-1.019	.310
LIABIL	4.275E-02	.006	.457	7.296	.000
SALES	2.150E-03	.000	.349	5.337	.000
CF_OPER	-3.703E-03	.001	-.163	-2.583	.011

図表14 パネル D DEFINED に関する重回帰分析の結果

変数	標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
	Beta	標準誤差	Beta		
	.227	.083		2.741	.007
#EMPLOY	.002	.001	.268	3.177	.002
SELLING	.000	.000	-.178	-2.130	.035
INSUR	.161	.076	.159	2.122	.035

図表14 パネル E STOCK\_OP に関する重回帰分析の結果

変数	標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
	Beta	標準誤差	Beta		
	-13.116	2.866		-4.577	.000
ESTAB	.007	.001	.333	4.690	.000
SELLING	.000	.000	.259	3.897	.000
RETIRE	-.009	.003	-.207	-2.854	.005
FOREIGN	.012	.005	.174	2.638	.009

図表14 パネル F INSUR に関する重回帰分析の結果

変数	標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
	Beta	標準誤差	Beta		
	.199	.045		4.424	.000
INSUR_RE	.004	.001	.385	5.380	.000
CF_INVES	-9.393E-05	.000	-.162	-2.426	.016
COMPAS	.002	.001	.175	2.459	.015
DIFINED	.150	.066	.152	2.274	.024

図表14 パネル G INSUR\_RE に関する重回帰分析の結果

変数	標準化されていない係数		標準化係数	t	有意確率
	Beta	標準誤差	Beta		
	742.063	348.839		2.127	.035
INSUR	37.057	6.727	.379	5.509	.000
COMPAS	.217	.066	.225	3.301	.001
CASH	.009	.003	.225	3.437	.001
LISTING	-.377	.175	-.141	-2.156	.033
CF_INVES	.008	.004	.134	2.017	.045

退職金制度をストックの側面とフローの側面から説明する。当該調査年度において発生する退職給付費用は確定給付型退職金制度に係る負債となり、設立年のより古い会社により大きな計上をみる。従業員数に応じてその計上額は大きくなる。退職給付費用は、本業に

おける収益の増大である売上高と本業におけるキャッシュ・インフローを示す営業キャッシュ・フローによって説明される。

図表14パネルDによれば、中小企業は、従業員数が総じて大きくなれば、経営者は将来における資産の流出を避けるために確定拠出

型年金制度を採用する。加えて、経営者は、確定拠出型年金制度を補完する役割として保険も利用している。

また、図表14パネルEによれば、より設立年の若い企業はストック・オプション制度を好む。ストック・オプション制度の採用は、確定給付型退職金制度とは相対する位置づけとされ、販売費及び一般管理費の増大がこの制度をささえる。外国人投資家は、ストック・オプション制度を肯定する。

図表14パネルF及びパネルGは保険の利用に関する結果である。中小企業経営者は、保険を将来に対する投資のひとつと考える。保険は、確定拠出型年金制度と適宜に組み合わせられ、単独で将来における運転資本を確保する性質ではない。また、保険に関してより重要であるのは、従業員のみならず経営者もが被保険者であることである。中小企業が経営危機に陥らない限りにおいて、経営者を被保険者とする保険は役員退職慰労引当金に充当されうる。保険は上場年の古い企業によって好まれる。

## VII 結びにかえて

財務諸表を通じて経営を分析するに当たり、とくにその退職給付制度との関係で企業の長期の安全性に関して、以下の新しい観点を提示した(新田 2017, 69-70)。

退職給付に係る負債(退職給付引当金)は、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する固定負債である。つまり、会計上の判断に基づく計算的な負債であり、たとえば、長期借入金のように、出となる時点と金額とが確定したものではない。さらに、企業が無借金経営を行っていても、労働者への配慮を示す限り計上されるものであり、企業が人的資源つまり労働者への配慮の結果、計上される負債であり、企業評価にとってマイナス要素というよりむしろプラス要

素であると見ることができる。このように分析においては、負債の質について、特段の配慮をする必要が出てくる。

IASBの目的のひとつは、「公益に資するよう、高品質で、理解可能、かつ強制力のある国際的な会計基準の単一のセットを開発すること。その基準は、財務諸表その他の財務報告において、高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求し、世界中の資本市場の参加者及びその他の情報利用者の経済的意思決定に役立つものであること」(IASB 2015, P3)である。科学技術の進歩は、中小企業がグローバルな市場、すなわちヒトに関する労働市場、モノに関する供給市場と販売市場、カネに関する市場は資本市場だけではなく金融市場が含まれるであろう、これら市場に参加することを可能にしつつある。そして、中小企業が市場への参加を望むのであれば、市場における関係者の意思決定に有用な報告書作成に準拠されるIASBの目的とする会計基準の適用が求められる。

中小企業は、株主兼経営者支配概念を分析の視座とすると、企業の社会的責任との関係において、相対的にガバナンス能力の乏しいこと、一部に利益に関する裁量的な行動が存在することが指摘される。中小企業の適用する実務上の会計基準が法人税法であってみれば、期中における決算予測から節税を目的とする裁量的な会計行動を中小規模であってもとりうる。ここで重要なことは、経営者にそのスキルの備わっていること、中小企業特有のステークホルダーが存在していること、そして、非公開会社の場合には資本主理論が説明力を有することである。他方、中小規模の上場会社の場合、資本主体理論が整合性を示す側面もあり、いわゆる伝統と革新が企業観に併存する。設立の古い会社であれば、伝統的な退職給付制度を採用し、経営者は慰労と責任を自己に負担することを通じて、企業の存在を自己に帰するものとみなす。他方、設立の新しい会社であれば、市場との積極的な

関係を好み、革新的な退職後給付制度を採用し、規模の拡大もあって、そのリスクの一部を従業員に負担させる。

本研究は、本文において、中小企業の財務報告の質、四半期財務諸表における連結累計期間、法令における中小企業の定義等に関して若干の提言を行っているが、より具体的な形として、日本企業における役員報酬BIP信託や株式給付型ESOPの普及、リストラクテッド・ストックとも合わせて、次の発展的な段階において取り扱うことにしたい。

### 【参考文献】

- Ali, A., T. Chen and S. Radhakrishnan (2007). Corporate disclosures by family firms. *Journal of Accounting and Economics*, 44 (1/2), 238-286.
- Arai, K. and S. Shiratori (1991). Legal and conceptual framework of accounting in Japan. 『会計』, 140 (3), 4-17.
- Campbell, L. and C. Nobes (2015). Financial reporting in Japan. In C. Nobes and R. Parker (Eds.), *Comparative International Accounting (Fourth Edition)* (pp. 288-308). New York: Prentice-Hall.
- Cascino, S., A. Pugliese, D. Mussolino and C. Sansone (2010). The influence of family ownership on the quality of accounting information. *Family Business Review*, 23 (3), 246-265.
- Chau, G. and S. Gray (2010). Family ownership, board independence and voluntary disclosure: Evidence from Hong Kong. *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, 19 (2), 93-109.
- Chen, C. and B. Jaggi (2000). Association between independent non-executive directors, family control and financial disclosures in Hong Kong. *Journal of Accounting and Public Policy*, 19 (4/5), 283-310.
- Chen, S., X. Chen and Q. Chen (2008). Do family firms provide more or less voluntary disclosure? *Journal of Accounting Research*, 46 (3), 499-536.
- Commission of the European Communities (2003a). Commission Recommendation of 6 May 2003, concerning the definition of micro, small and medium-sized enterprises (*notified under document number C (2003) 1422 (2003/361/EC)*), *Official Journal of the European Union*, L 124/36-124/41, 20.5.2003.
- Commission of the European Communities (2003b). Commission Regulation (EC) No 1725/2003 of 29 September 2003, adopting certain international accounting standards in accordance with Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council, *Official Journal of the European Union*, L 261/1-261/4, 13.10. 2003.
- Dedman, E., A. Kausar and C. Lennox (2014). The demand for audit in private firms: recent large-sample evidence from the UK. *European Accounting Review*, 23 (1), 1-23.
- Dyreng, S., M. Hanlon and E. Maydew (2010). The effects of executives on corporate tax avoidance. *The Accounting Review*, 85 (4), 1163-1189.
- EU (2005). *The new SME definition, User guide and model declaration*.
- European Commission (2017). *What is an SME?* Retrieved March 25, 2017, from [http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/sme-definition\\_en](http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/sme-definition_en)
- European Parliament and of the Council (2013). DIRECTIVE 2013/34/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on the annual financial statements,

- consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC, *Official Journal of the European Union*, L 182/19, 29.6.2013
- Financial Services Agency (2000). Japanese Big Bang. Retrieved December 27, 2015 from [http://www.fsa.go.jp/p\\_mof/english/big-bang/ebb37.htm](http://www.fsa.go.jp/p_mof/english/big-bang/ebb37.htm)
- Gomez, P.-Y. (2009). *Guidelines for reasonable corporate governance*. I. F. G. E.
- Goode, R. (1964). *The Individual Income Tax*. Washington, D. C.: The Brookings Institution.
- Holthausen, R. and R. Leftwich (1983). The economic consequences of accounting choice: Implications of costly contracting and monitoring. *Journal of Accounting and Economics*, 5 (2), 77-117.
- Hope, O., W. Thomas and D. Vyas (2013). Financial reporting quality of US private and public firms. *The Accounting Review*, 88 (5), 1715-1742.
- IASB (2001). *Framework for the preparation and the presentation of financial statements*.
- IASB (2015). *IFRS for SMEs 2015*. London: IFRS Foundation.
- IASB (2016a). *IFRS 2016*. London: IFRS Foundation.
- IASB (2016b). *IFRS application around the world, Jurisdictional profile: Japan, last updated 28 July 2016*. Retrieved March 21, 2017, from <http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Pages/Analysis-of-SME-profiles.aspx>
- IFRS Foundation (2016). *IFRS for SMEs Fact Sheet updated December 2016*.
- Jaggi, B. and S. Leung (2007). Impact of family dominance on monitoring of earnings management by audit committees: Evidence from Hong Kong. *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, 16 (1), 27-50.
- Jaggi, B., S. Leung and F. Gul (2009). Family control, board independence and earnings management: Evidence based on Hong Kong firms. *Journal of Accounting and Public Policy*, 28 (4), 281-300.
- Jensen, M. and W. Meckling (1976). Theory of the firm: Managerial behavior, agency theory and ownership structure. *Journal of Financial Economics*, 3, 305-360.
- Jiraporn, P. and P. DaDalt (2009). Does founding family control affect earnings management? *Applied Economics Letters*, 16 (2), 113-119.
- Kuroda, M. (2001). Japan - Group accounts. In Ordelheide, D. and KPMG (Eds.), *Transnational Accounting (Second Edition)*, 1807-1907. Basingstoke: Palgrave.
- Maples, L. and M. Turner (2006). Matching deductions to payments. *Journal of Accountancy*, 202 (4), 59-64.
- Nakane, C. (1970). *Japanese Society*. Berkeley: University of California Press.
- Nobes, C. (1983). "A judgemental international classification of financial reporting practices", *Journal of Business Finance and Accounting*, 10 (1), 1-19.
- Nobes, C. (1998). "Towards a general model of the reasons for international differences in financial reporting", *Abacus*, 34 (2), 162-187.
- Nobes, C. (2004). Financial reporting in Japan. In C. Nobes and R. Parker (Eds.), *Comparative International Accounting (Eighth Edition)*, 278-302. Essex: Prentice-Hall.
- Nobes, C. (2012). Financial reporting in China and Japan. In C. Nobes and R.

- Parker (Eds.), *Comparative International Accounting (Twelfth Edition)*, 267-293. Essex: Pearson Education.
- OECD (1987). *Accounting standards harmonization, No. 3: The relationship between taxation and financial reporting, income tax accounting*. Paris: OECD.
- Prencipe, A. and S. Bar-Yosef (2011). "Corporate governance and earnings management in family-controlled companies", *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, 26 (2), 199-227.
- Prencipe, A., S. Bar-Yosef and H. Dekker (2014). "Accounting research in Family firms: Theoretical and empirical challenges", *European Accounting Review*, 23 (3), 361-385.
- Randolph, D. and J. Seida (2007). Balancing tax and financial reporting objectives: Effective tax planning within the property and casualty insurance industry. *Issues in Accounting Education*, 22 (2), 285-318.
- Sakurai, H. (2001). Japan - Individual accounts. In Ordelheide, D. and KPMG (Eds.), *Transnational Accounting (Second Edition)*, 1685-1805. Basingstoke: Palgrave.
- Scholes, M., G. Wilson and M. Wolfson (1992). Firms' responses to anticipated reductions in tax rates: The Tax Reform Act of 1986. *Journal of Accounting Research*, 30, 161-185.
- Tong, Y. (2008). Financial reporting practices of family firms. *Advances in Accounting*, 23, 231-261.
- Villalonga, B. & R. Amit (2006). How do family ownership, control and management affect firm value? *Journal of Financial Economics*, 80 (2), 385-417.
- Wang, D. (2006). Founding family ownership and earnings quality. *Journal of Accounting Research*, 44 (3), 619-656.
- Watts, R. and J. Zimmerman (1986). *Positive accounting theory*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Yang, M. (2010). The impact of controlling families and family CEOs on earnings management. *Family Business Review*, 23 (3), 266-279.
- あずさ監査法人 (2016)、『詳細解説 IFRS 実務適用ガイドブック』、第2版、中央経済社。
- 井手正介・高橋文郎 (2009)、『ビジネスゼミナール経営財務入門』、第4版、日本経済新聞出版社。
- 稲盛和夫 (2000)、『稲盛和夫の実学—経営と会計—』、日本経済新聞出版社。
- 大蔵省 (1997)、平成10年度税制改正の大綱、2012年1月29日 閲覧、[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/trend/sy001a1.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/trend/sy001a1.htm)
- 岡部孝好 (1994)、『会計報告の理論』、森山書店。
- 河崎照行編著 (2015)、『中小企業の会計制度』、中央経済社。
- 金融庁 (2014)、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議 (第2回) 議事録、平成26年9月4日 (木)、2015年12月22日 閲覧、<http://www.fsa.go.jp/singi/corporategovernance/gjijiroku/20140904.html>
- 黒田全紀 (1989)、『EC 会計制度調和化論』、有斐閣。
- 国税庁 (1997)、決算期月別法人数、2015年3月9日 閲覧、<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/hojin1997/11.htm>
- 国税庁 (1998)、平成10年分税務統計から見た法人企業の実態 6 引当金、2012年1月29日 閲覧、<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon1998/08.htm>
- 国税庁 (2017)、タックスアンサー No.5408 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例、2017年5月7日



- 閲覧、<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5408.htm>
- 桜井久勝編著 (2010)、『企業価値評価の実証分析』、中央経済社。
- 新日本有限責任監査法人 (2016)、『完全比較国際会計基準と日本基準』、清文社。
- 人事院事務総局 (2016)、平成28年民間企業の勤務条件制度等調査 (民間企業退職給付調査)、2017年6月24日閲覧、[http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?\\_toGL08020101\\_&tstatCode=000001102235](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001102235)
- 須田一幸 (2004)、『財務会計の機能』、白桃書房。
- 中小企業庁 (2010)、『平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】』。
- 中小企業庁 (2012)、『中小企業の会計に関する基本要領』、2012年2月。
- 辻 峰男 (1996)、『オフバランス会計の国際比較』、白桃書房。
- 帝国データバンク (2013)、『経済産業省中小企業庁委託事業 平成24年度 平成24年度中小企業における会計の実態事業調査報告書』、2013年3月。
- 東京経済新報社 (2015a)、『会社四季報』、2015年3集、東京経済新報社。
- 東京経済新報社 (2015b)、『会社四季報』、2015年4集、東京経済新報社。
- 新田忠誓編著 (2017)、『実践財務諸表分析』、第2版、中央経済社。
- 日本公認会計士協会編 (2000)、『決算開示トレンド 平成12年版』、中央経済社。
- 日本公認会計士協会編 (2005)、『決算開示トレンド 平成17年版』、中央経済社。
- 日本公認会計士協会 (2013)、経営研究調査会研究報告第32号「企業価値評価ガイドライン」、2007年5月16日 (改正2013年7月3日)。
- 道江奈保 (2014)「中小企業に対する与信判断のための財務諸表利用可能性について」、大阪府立大学修士論文、2014年3月。
- 水野忠恒 (1981)、「生命保険税制の理論的問題 (上)」、『ジュリスト』、753 (1981年11月15日)、110-117。
- 大和商工会議所 (2017)、(三菱東京UFJ) 融活力、2017年5月7日閲覧、<http://www.yamatocci.or.jp/kinyuu/mitubishi.html>
- 吉森 賢 (1993)、『EC企業の研究』、日本経済新聞社。

(つじ みねお)